

「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（令和6年度補正予算分）」
作業要領

1 事業の目的

本事業は、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務負担効率化を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害福祉事業者が介護ロボットや ICT を導入する際の経費等を支援することを目的とする。

2 補助対象事業者

以下、千葉県内（指定都市及び中核市を除く）に所在する施設・事業所とする。

(1)	介護ロボット等の導入支援	障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障害者包括支援事業者、障害児入所施設事業者
(2)	ICT 導入支援	<p>ア ICT機器の導入支援 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者</p> <p>イ AIカメラ等の導入支援 障害福祉サービス事業者等のうち、訪問系サービス事業者（居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、同行援護事業者、行動援護事業者、重度障害者等包括支援事業者）、就労定着支援事業者、一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者を除いた事業者</p>
(3)	介護テクノロジーのパッケージ型導入支援	<p>ア 介護テクノロジーのパッケージ型による導入 障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障害者包括支援事業者</p> <p>イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備 障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者</p>

3 基準額、対象経費、補助割合（案）

		基準額	対象経費	補助率
(1)	介護ロボット等の導入支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 1施設あたり 2,100千円 ・グループホーム 1事業所あたり 1,500千円 ・その他事業所 1事業所あたり 1,200千円 	介護ロボット等の導入支援の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）、補助金	3/4
(2)	ICT 導入支援	1施設又は事業所あたり 1,000千円	ICT 導入支援の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	3/4
(3)	介護テクノロジーのパッケージ型導入支援	1施設・事業所あたり 10,000千円 (1) 介護テクノロジーのパッケージ型の導入に伴う経費 (2) 見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費	(1) について 介護ロボット等の導入支援の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）、補助金 ICT の導入支援の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金 (2) について 見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	3/4

4 補助対象

<p>(1)</p>	<p>介護ロボット等の導入支援</p>	<p>i 補助の対象となる介護ロボット等とは、次の①から③の全ての要件を満たすものをいう。</p> <p>① 目的要件 日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」、「機能訓練支援」、「栄養管理支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。</p> <p>② 技術的要件 ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。</p> <p>③ 市場的要件 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。</p> <p>ii 本事業に基づく補助の対象機器は、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット等であって、1 機器につき 30 万円を上限として補助するものとする。</p> <p>ただし、「移乗介護」又は「入浴支援」のいずれかの場面において使用する介護ロボット等については、1 機器につき 100 万円を上限として補助するものとする。</p> <p>この場合において、複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって 1 機器とする。</p> <p>また、介護ロボット等のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。</p> <p>iii 1 施設・事業所当たりの補助上限額は別に定めることとする。なお、障害者支援施設事業者等が一つの施設・事業所において、指定を複数受けている場合は、1 施設・事業所として補助上限額を適用するものとする。</p> <p>iv 購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は年度末までのリース又はレンタル料を限度とする。</p>
<p>(2)</p>	<p>ICT 導入支援</p>	<p>i 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）</p> <p>ii ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）</p> <p>iii AI カメラ等</p> <p>iv 通信環境機器等（Wi-Fi ルーターなど）</p>

		<p>v 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など） （対象経費に係る留意事項）</p> <p>① 当該年度中に係る経費のみを対象とする。また、購入を原則とし、リース又はレンタルは補助の対象外とする。</p> <p>② i の情報端末については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象である。たとえば、障害福祉サービス等の提供に関する記録の入力が支援提供場所で完結し、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減し、効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT 技術を活用したものを対象とする。</p> <p>③ ii のソフトウェアについては、次のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているものであるもの。 ・バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫（転記等の業務が発生しない）の環境が実現できるもの。 <p>④ iii の A I カメラ等の導入については、次の要件に該当する場合に対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するためのカメラであること。 ・居室等の生活空間ではなく、共用スペースや、目の届きにくい建物内外の死角に当たる場所等が撮影範囲となるように設置すること。 ・カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。 ・利用者や来訪者が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する
--	--	---

		<p>場合があることを設置場所等に掲示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カメラの設置については、必要に応じて、利用者や家族等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うこと。 ・撮影した映像等を、利用者の生活状況を共有する目的で家族等に提供するなど、本来の目的外で第三者に提供してはならないこと。 <p>⑤ ivの通信環境機器等及びvの保守経費等については、iの情報端末、iiのソフトウェア、iiiのAIカメラ等の導入に必要なものに限り対象とする。</p> <p>⑥ インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。</p>
(3)	介護テクノロジーのパッケージ型導入支援	<p>ア 介護テクノロジーのパッケージ型による導入</p> <p>4(1)及び(2)(i)～(iii)に定める対象経費に該当するもので、複数のテクノロジーを組み合わせる場合に必要経費を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 介護ロボット等とICTを複数組み合わせることで、介護ロボット等やICTを単独で導入するよりも効果が見込まれるような関連性のある機器が対象。 ※ ICTについては、4(2)(iv)通信環境機器等及び(v)保守経費等は補助対象外とする。 <p>イ 見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備</p> <p>障害者支援施設事業者及び共同生活援助事業者が見守り機器を導入し、その機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次を対象とする。</p> <p>(通信環境整備に係る対象経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費 (配線工事 (Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など)・ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム (デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。) ・ 見守り機器を用いて得られる情報をサービスの提供の記録にシステム連動させるために必要な経費 (見守り機器を用いて得られる情報とシステム連動可能なサービスの提供の記録ソフトウェア (既存のサービスの提供の記録ソフトウ

		<p>エアの改修経費も含む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、見守り機器を用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)</p> <p>※ 見守り機器のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。</p>
<p>(留意事項)</p> <p>令和7年2月7日～令和7年3月31日までに発注・支払い・納品したもののみ対象とする。</p>		

※介護ロボット等における補助対象として想定される機器の例は、以下のとおり。

機器用途	内容
(1) 移乗介護	ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器
(2) 移動支援	障害者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
(3) 排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器
(4) 見守り・コミュニケーション支援	センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器やプラットフォーム、コミュニケーションを支援する機器
(5) 入浴支援	ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器
(6) 機能訓練支援	身体機能や生活機能の訓練における各業務(アセスメント・計画作成・訓練実施)を支援する機器
(7) 食事・栄養管理支援	食事・栄養管理に関する周辺業務を支援する機器

なお、利用者のプライバシーに配慮されていない監視目的のカメラや、施設・事業所への設置に際し工事を伴う機器、補装具等に相当する機器等は対象外とする。

6 提出書類及び提出期限

(1) 提出書類

(1)	介護ロボット等の導入支援	<p>① 別紙1 (1)</p> <p>② 別紙1 (2)</p> <p>③ 別紙1 (3)</p> <p>④ 導入する機器のパンフレット、見積書(2社以上) その他参考となる書類</p> <p>⑤ 参考様式 担当者調査票</p>
-----	--------------	---

(2)	ICT 導入支援	① 別紙2 (1) ② 別紙2 (2) ③ 別紙2 (3) ④ 導入する機器のパンフレット、見積書 (2社以上) その他参考となる書類 ⑤ 参考様式 担当者調査票
(3)	介護テクノロジーのパッケージ型導入支援	① 別紙3 (1) ② 別紙3 (2) ③ 別紙3 (3) ④ 導入する機器のパンフレット、見積書 (2社以上) その他参考となる書類 ⑤ 参考様式 担当者調査票

※見積書は同一機器・同構成により2社以上から徴取すること。

※ホームページの印刷等、見積書と認められないものは不可。

(2) 提出方法

(1)	介護ロボット等の導入支援	syouji@mz.pref.chiba.lg.jp 虐待防止対策班 宛てメール提出
(2)	ICT 導入支援	syohuk10@mz.pref.chiba.lg.jp 暮らしの場支援推進班 宛てメール提出
(3)	介護テクノロジーのパッケージ型導入支援	syouji@mz.pref.chiba.lg.jp 虐待防止対策班 宛てメール提出

※ 受信可能容量は7MBまでとなります。(受信不可であってもエラーメッセージが表示されないことがあります。)

超える場合は、お手数ですが複数に分けて提出をお願いします。

(3) 提出期限 令和7年2月14日(金) 午後5時まで(締切厳守)

(参考)

(1) 厚生労働省令和2年度障害者総合推進事業「障害分野におけるロボット等の導入促進に向けた調査研究」(実施主体:株式会社浜銀総研研究所)

<株式会社浜銀総研研究所のホームページURL>

<https://www.yokohama-ri.co.jp/html/investigation/jutaku.html>

(2) 厚生労働省令和4年度障害者総合推進事業「障害福祉サービス事業所等におけるICT/ロボット等導入による生産性向上効果検証」(実施主体:株式会社インサイト)

<厚生労働省ホームページ(令和4年度障害者総合福祉推進事業実施事業一覧)URL>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160_00016.html